

令和6年度「福岡市おもてなしサポーター管理運営業務委託」事業に関する質問と回答

| 項番 | 質問受付日 | 質問 | 回答 |
|----|-------|---|--|
| 1 | 8月1日 | 「福岡市おもてなしサポーター」と「福岡市観光案内ボランティア」の違いは何でしょうか？ | <p>「福岡市観光案内ボランティア」は、福岡市内全域を対象とした観光案内を行うまち歩きガイド業務が主な活動となりますが、「福岡市おもてなしサポーター」はガイド業務ではなく、サポート業務が基本的な活動となります。</p> <p>既存の「福岡市観光案内ボランティア」は、応募者が一定の研修を受講した後に、福岡市が「福岡市観光案内ボランティア」として適当であると認め、認定書(ID)を交付された方のみが活動できます。</p> <p>一方、既存ボランティア制度のすそ野を広げ、仕事や学業、そして自身のライフワークとの両立が難しいという方でも気軽に参加できる仕組みを新たに構築するために「福岡市おもてなしサポーター」を新設いたします。</p> <p>「福岡市おもてなしサポーター」の主な活動内容については、下記の項番「2」をご参照ください。</p> |
| 2 | 8月1日 | 「福岡市おもてなしサポーター」の主な活動内容は何でしょうか？ | <p>「福岡市おもてなしサポーター」とは、観光案内ボランティアの裾野を広げることを目的に、歴史にとどまらず、伝統文化や食、サブカルチャーなどの様々な福岡の魅力をあらゆる観光客等に紹介するボランティアです。</p> <p>今年度の具体的な活動としては、まち歩きでの「安全確保のサポート業務」をはじめ、まち歩きでの「ガイド通訳補助」「車いす介助補助」「カメラやビデオでの撮影補助」などを想定しております。</p> <p>その他、「福岡市おもてなしサポーター」として参加できる活動内容の提案がある場合は具体的に提示してください。</p> |
| 3 | 8月1日 | おもてなしサポーターの業務はまち歩きガイド業務という認識でよいでしょうか？ | 質問書 項番「2」をご参照ください。 |
| 4 | 8月1日 | 【サポーターの公募について】サポーターの募集対象は福岡市在住の方となりますでしょうか？ | 「福岡市おもてなしサポーター」としての活動するにあたり支障がない、福岡市及び近郊に在住する方を想定しております。 |
| 5 | 8月1日 | 【ボランティア活動保険について】「ボランティア活動保険」の案内では基本プランについて1名あたりの保険料が年間350円となっておりますが、計上する金額として間違いありませんでしょうか？ | 間違いございません。 |
| 6 | 8月1日 | 【サポーターの管理運営について】福岡市おもてなしサポーターが案内するコースは決まっていますか？ | <p>「福岡市おもてなしサポーター」の活動内容は案内(ガイド)ではなく、あくまでもまち歩きガイドのサポート活動となります。</p> <p>既存ボランティア団体である「福岡市観光案内ボランティア」の主なまち歩きコースは、下記ホームページよりご確認くださいませ。</p> <p>https://www.welcome-fukuoka.or.jp/kankouannai/</p> |
| 7 | 8月1日 | 【サポーターの管理運営について】まち歩きの対象エリアは福岡城・舞鶴公園エリアでしょうか？ | <p>対象エリアは、福岡市内全域を想定しております。</p> <p>「福岡城・舞鶴公園エリア」に関しましては、仕様書3頁(6)ユニバーサルマップ作成の対象エリアとなります。</p> |
| 8 | 8月1日 | 【サポーターの公募について】福岡市おもてなしサポーターの応募資格はございますでしょうか？ | 仕様書のとおり、年齢・性別・国籍及び障がいの有無等に関わらず幅広く対象とし、提案書の中に記載してください。 |
| 9 | 8月1日 | 【サポーターの登録について】福岡市おもてなしサポーターの登録条件はございますでしょうか？ | <p>仕様書のとおり、詳しい登録基準(条件)につきましては、契約締結後に受託事業者と当財団との協議の上、決定いたします。</p> <p>なお、現段階で当財団が想定とする登録条件は以下のとおりとなります。</p> <p>(1)ボランティア活動に支障がない方 (2)ボランティアの主旨を理解し、おもてなしの心を持って活動できる方 (3)他の観光案内ボランティア協会員や事務局スタッフ等と協力し合い、尊重しながら活動できる方 (4)活動に従事する体力があり、心身ともに健康な方 (5)外国籍の方については、日本語でのコミュニケーションが可能なる方</p> <p>下記に該当する者は登録を行わない。 (1)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という)であるとき (2)暴対法第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有すると認められるとき</p> |
| 10 | 8月1日 | 【サポーターの管理運営について】仕様書2頁目にて「サポーターの活動に伴うまち歩きへの派遣等については、当財団との協議の上決定すること」と記載がありますが、サポーターへの派遣要請は誰からどのような方法で依頼がありますでしょうか？ | まち歩きへの派遣は、原則として当財団から要請を行います。 |

| 項番 | 質問受付日 | 質問 | 回答 |
|----|-------|---|--|
| 11 | 8月1日 | 【サポーターの管理運営について】 おもてなしサポーターの派遣を依頼する窓口はどこにある想定でしょうか？ | 「福岡市おもてなしサポーター」の派遣を依頼する窓口は、事務局である受託事業者を想定しております。 ただし、サポーターの活動に伴うまち歩き等の派遣等については、当財団との協議の上決定することとなります。 |
| 12 | 8月1日 | 【サポーターの管理運営について】 おもてなしサポーターの派遣の開始はいつ頃を想定していますか？ | 派遣の開始は座学研修後を想定しております。 全体的な実施計画を踏まえて、具体的なスケジュールを提案してください。 |
| 13 | 8月1日 | 【サポーターの管理運営について】 ガイドとしてのレベルが高い人については早期に派遣を開始しても良いでしょうか？ | 「福岡市おもてなしサポーター」はガイド業務ではなく、「福岡市観光案内ボランティア」等のサポート業務が基本の活動となります。 したがって、派遣の開始時期はレベルによって大きく変わるものではありません。 |
| 14 | 8月1日 | 【サポーターの管理運営について】 おもてなしサポーターの拠点はどこですか？ | 特定の拠点は設けておりません。 特定の拠点を設ける場合、具体案を提案書にご記載ください。 |
| 15 | 8月1日 | 【サポーターの登録について】 仕様書2頁目にて「登録したサポーターには、受注者から登録証又は登録カードを交付すること」と記載がございますが、サポーターはこの登録証や登録カードを何に使う想定でしょうか？ | 「福岡市おもてなしサポーター」が活動していただく現場では様々な団体の方が活動されることを想定しております。 その人の所属が「福岡市おもてなしサポーター」としてのボランティア活動中であることが識別できるように登録証又は登録カードを必ず携帯していただく予定です。 |
| 16 | 8月1日 | 【サポーターの登録について】 登録したサポーターに交付する登録証やカードはデジタル交付でもよいでしょうか？ | 活動中は、「福岡市おもてなしサポーター」として登録されていることを証明する役割である登録証やカードが必要であるため、現物の登録証やカードを想定しています。 |
| 17 | 8月1日 | 【サポーターの研修について】 応募者はガイドとしての経験や能力に個人差があると予想されますが、その人のレベルにあわせて研修を受講するようにしてもよいでしょうか？ | 「福岡市おもてなしサポーター」はガイドではなく、あくまでもまち歩きガイドのサポート業務での無償ボランティア活動となります。 質問書 項番「8」や「9」で示しているとおり、基本的には誰でも登録できる仕組みを想定しているため、研修につきましても、登録者全員を対象とした同一の研修内容を提案してください。 |
| 18 | 8月1日 | 【サポーターの研修について】 危機管理や大切なルールについての研修を実施する際は対面での受講を必須としたいのですが、複数回実施する研修のうち、1回はオフラインで参加することとしてもよいでしょうか？ | 3回以上開催する研修については、対面やオンラインなど、より効果的と思われる方法でご提案ください。 |